

下水道事業会計予算

令和4年度 橋本市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度橋本市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	10,882 戸
(2) 年 間 排 水 量	3,899,000 m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	10,682 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
(イ) 汚 水 管 渠 整 備 事 業	422,753 千円
(ロ) 雨 水 管 渠 整 備 事 業	761,750 千円
(ハ) 流 域 下 水 道 整 備 事 業	58,306 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下 水 道 事 業 収 益	1,752,798 千円
第1項 営 業 収 益	714,509 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,038,286 千円
第3項 特 別 利 益	3 千円
支 出	
第1款 下 水 道 事 業 費 用	1,739,965 千円
第1項 営 業 費 用	1,577,571 千円
第2項 営 業 外 費 用	156,992 千円
第3項 特 別 損 失	402 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額418,540千円は過年度分損益勘定留保資金261,218千円及び当年度分損益勘定留保資金157,322千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,723,501 千円
第1項 国 庫 支 出 金	194,911 千円
第2項 負 担 金	10,800 千円
第3項 他 会 計 補 助 金	16,643 千円
第4項 他 会 計 出 資 金	146,145 千円
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第5項 企 業 債	1,355,000 千円
第6項 基 金	1 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,142,041 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,271,929 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	867,726 千円
第3項 基 金 積 立 金	1,386 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	1,355,000千円	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件 による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項基金積立金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 74,491 千円

(他会計からの補助金)

第9条 他会計からの補助金の金額は、以下のとおりである。

- (1) 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、460,116千円である。
- (2) 工業団地造成事業の工事費等に充てるため、工業団地造成事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、22,546千円である。

令和4年2月14日 提出

橋本市長 平木哲朗